

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月16日

富士見町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				瀬沢新田地区	無	令和4年度～令和8年度	瀬沢新田農地水環境保全協議会
○				平岡地区	無	令和6年度～令和10年度	平岡美土里活動組織
○				木の間地区	無	令和4年度～令和8年度	木の間農水環まもり隊
○				御射山神戸地区	無	令和6年度～令和10年度	御射山神戸活動組織
○				立沢地区	無	令和2年度～令和6年度	多面的機能支払制度立沢地区会
○				乙事地区	無	令和2年度～令和6年度	乙事地域資源保全会
○				机地区	無	令和2年度～令和6年度	机区農地保全管理活動組織
○				先達地区	無	令和4年度～令和8年度	先達多面的農地維持会
○				烏帽子地区	無	令和4年度～令和8年度	烏帽子梨木原地域資源保全会
○				大平地区	無	令和6年度～令和10年度	西山中部保全協議会
						～	
						～	
						～	
						～	